



目 次

訓 令	ページ
◎永瀬ダム操作規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
○特定海洋生物資源の採捕の停止の命令 (漁業管理課)	
(3・12掲示)	1
◎高知県重度心身障害児療育手当支給規程の一部改正 (障害福祉課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関に係る事業者の名称の変更の届出 (福祉指導課)	4
◎高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定 (文化振興課)	4
○家畜防疫員の検査を受けるべき旨の命令 (畜産振興課)	5
○保安林の指定予定の通知 (2件) (治山林道課)	5
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	6
○道路の供用開始 ( " )	6
公 告	
○県営土地改良事業の工事の完了 (農業基盤課)	6
○建設業法に基づく処分 (土木政策課)	6
監査公表	
○定期監査の執行結果 (産学官民連携センターほか)	7
入札公告	
○一般競争入札 (重要事件捜査支援システムの借入れ) の公告 (警察本部会計課)	12

訓 令

高知県訓令第2号

土 木 部  
中 央 東 土 木 事 務 所  
中 央 東 土 木 事 務 所 永 瀬 ダ ム 管 理 事 務 所

永瀬ダム操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

永瀬ダム操作規程の一部を改正する訓令

永瀬ダム操作規程 (昭和41年11月高知県訓令第58号) の一部を次のように改正する。

第7条第2項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、所長が特に必要があると認めるとき。

附 則

この訓令は、令和3年3月26日から施行する。

告 示

高知県告示第183号の2

くろまぐろ (30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。) の採捕の数量が、漁業法等の一部を改正する等の法律 (平成30年法律第95号) 附則第28条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成8年法律第77号。以下「旧法」という。) 第4条第1項の規定による県の計画において定める知事管理量の9割5分を超えているため、旧法第10条第2項の規定に基づき、令和3年3月13日から同月31日までの間、くろまぐろをとることを目的とする採捕の停止を命ずる。

令和3年3月12日 (掲示済)

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第223号

高知県重度心身障害児療育手当支給規程 (昭和48年5月高知県告示第254号) の一部を次のように改正する。

令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

第1条中「「手当」」を「「療育手当」」に改める。  
第2条第1項第1号中「同項第5号において」を「以下」に改める。

第3条及び第4条 (見出しを含む。) 中「手当」を「療育手当」に改める。

第5条の見出しを「 (支給の決定等) 」に改め、同条第1項中「手当を」を「療育手当を」に改め、同項ただし書中「第2号から第4号まで」を「第1号から第3号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同項第4号中「療育手帳」を「療育手帳の写し」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同条第2項中「手当の」を「療育手当の」に、「療育手当支給・却下決定通知書」を「療育手当支給 (却下) 決定通知書」に改める。

第6条第1項中「手当の」を「療育手当の」に、「手当を」を「療育手当を」に改め、同条第2項中「手当」を「療育手当」に

改める。

第7条及び第8条中「手当」を「療育手当」に改める。

第9条第1項中「手当の」を「療育手当を」に改める。

第10条中「第5条第1項第2号及び第5号に掲げる書類並びに」を削る。

第11条及び第12条中「手当」を「療育手当」に改める。

別記様式を次のように改める。

**別記**  
**第1号様式**（第5条関係）

市町村受付年月日	年 月 日
----------	-------

療育手当支給申請書

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名

療育手当の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

保護者	氏名				重度心身障害児との続柄	
	住所				職業	
	特別児童扶養手当の受給の有無	有・無	受給開始年月	年 月	受給者番号	
重度心身障害児	氏名				生年月日	年 月 日
	住所					
	障害区分	視覚・聴覚・肢体・知的・精神・その他（ ）				
	身体障害者手帳	有・無	程度	級	発行年月日 手帳番号	年 月 日 第 号
	療育手帳	有・無	総合判定 (知的指数)	( 度 )	発行年月日 手帳番号	年 月 日 第 号
	障害の経過	現在のような障害の状態になった時期		1 生まれたときから 2 歳頃から		
支払希望金融機関	金融機関名	銀行・金庫 店				
	口座番号	普通・当座				
	口座名義人 (カナ書き)					
備考						

市町村担当者確認欄	
-----------	--

**第2号様式**（第5条関係）

療育手当支給（却下）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

高知県知事

年 月 日付けで申請のありました療育手当については、次のとおり支給（却下）することに決定しましたので、通知します。

支給決定番号			
受給者	氏名		
	住所		
重度心身障害児氏名			
療育手当月額		支給開始年月	年 月
支払金融機関	金融機関名	銀行・金庫 店	
	口座番号	普通・当座	
	口座名義人 (カナ書き)		
却下理由			
備考			

**第3号様式**（第7条関係）

市町村受付年月日	年 月 日
----------	-------

住所（氏名・支払希望金融機関）変更届

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所  
氏名

次のとおり住所（氏名・支払希望金融機関）を変更しましたので、届け出ます。

支給決定番号					
変更事項	住所	旧			
		新			
	氏名	旧			
		新			
	支払希望金融機関	旧	金融機関名	銀行・金庫 店	
			口座番号	普通・当座	
口座名義人 (カナ書き)					
新		金融機関名	銀行・金庫 店		
		口座番号	普通・当座		
		口座名義人 (カナ書き)			
変更理由					

市町村担当者確認欄	
-----------	--

**第4号様式**（第8条関係）

市町村受付年月日	年 月 日
----------	-------

療育手当受給資格喪失届

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所  
氏名

次のとおり療育手当の受給資格が消滅しましたので、届け出ます。

支給決定番号		
受給者	氏名	
	住所	
重度心身障害児氏名		
資格喪失年月日		年 月 日
資格喪失理由	1 重度心身障害児が ア 18歳に達した。 イ 施設に入所した。 ウ 障害が軽減し、該当しなくなった。 エ 死亡した。 オ 県外に転出した。 カ その他 ( )	
	2 受給者が ア 重度心身障害児を監護しなくなった。 イ 死亡した。 ウ その他 ( )	
備考		

注 「資格喪失理由」欄は、該当するものを○で囲んでください。

市町村担当者確認欄	
-----------	--

**第5号様式**（第9条関係）

療育手当受給資格喪失通知書

第 号  
年 月 日

様

高知県知事

次のとおり療育手当の受給資格が消滅しましたので、通知します。

支給決定番号		
受給者	氏名	
	住所	
重度心身障害児氏名		
資格喪失年月日		年 月 日
資格喪失理由		
備考		

**附 則**

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

**高知県告示第224号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関に係る事業者の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

区分	事業所の名称	事業所の主たる事務所の所在地	事業者の名称及び所在地	変更年月日
変更前	株式会社あさひ	高知市栄田町三丁目7番2号	四国調剤山北薬局 香南市香我美町山北1305-2	令和3年1月18日
変更後	株式会社四国調剤			
変更前	株式会社あさひ	〃	四国調剤あさひ薬局2号店 香美市土佐山田町東本町2-2-41	〃
変更後	株式会社四国調剤			
変更前	株式会社あさひ	〃	四国調剤あさひ薬局 香美市土佐山田町東本町4-1-36	〃
変更後	株式会社四国調剤			

**高知県告示第225号**

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第51号）第21条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第25条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

- 施設の名称  
高知県立高知城歴史博物館

2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市追手筋二丁目7番5号  
公益財団法人土佐山内記念財団

3 指定期間  
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

**高知県告示第226号**  
家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。  
令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 実施の目的  
監視伝染病の発生を予防し、又は予察するため
- 2 実施の内容  
(1) 発生の予防

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病	県内一円	1 搾乳又は繁殖の用に供する目的で県外から導入される牛であって、導入される牛が飼育される場所を管轄する家畜保健衛生所長が検査が必要であると認める牛 2 その他知事が検査が必要であると認める牛	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間において、対象となる家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する検査の方法
伝達性海綿状脳症	〃	月齢若しくは推定月齢が満48月以上で死亡した牛（死亡前に歩行困難又は起立	〃	〃

		不能を呈していなかった牛であって、月齢又は推定月齢が満96月未満で死亡した牛を除く。）又は死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた若しくは呈していた可能性が高い牛の死体		
腐蛆病	〃	知事が検査が必要であると認める蜜蜂	〃	通常行う方法
その他の監視伝染病	〃	知事が検査が必要であると認める家畜	〃	〃

(2) 発生の予察

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
アカバネ病	県内一円	牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間において、対象となる家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	通常行う方法
チュウザン病	〃	牛、水牛、めん羊及び山羊	〃	〃

アインウイルス感染症	〃	牛、水牛及び山羊	〃	〃
イバラキ病	〃	牛及び水牛	〃	〃
牛流行熱	〃	〃	〃	〃
高病原性鳥インフルエンザ	〃	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	〃	〃

**高知県告示第227号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡四万十町希ノ川字祝神346の6、346の9、346の10、字下大ダバ348の1、348の2、350の3
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第228号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所

高岡郡四万十町大井川字向イダバ2146、2150

2 指定の目的  
水源の涵養

3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、令和3年3月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市土佐山中切字大森1533番1から高知市土佐山中切字大森1539番1まで	前	6.7 }	148
	後	20.7 }	148
高知市土佐山中切字タルノ谷82番1から高知市土佐山中切字大森104番3まで	前	6.7 }	140
	後	22.2 }	115
		12.9 }	
		43.2 }	

高知県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、令和3年3月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野見港
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市大谷字河原729番70地先から須崎市大谷字宮ノ西381番31まで	前	4.0 }	65
		7.0 }	
須崎市大谷字宮ノ西381番45から須崎市大谷字宮ノ西381番31まで	後	4.0 }	53
		7.0 }	

高知県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、令和3年3月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 494号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
須崎市桑田山字小屋ノ谷乙2531番1から須崎市吾井郷字國末乙878番2まで	2130	令和3年3月26日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、県営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。  
令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 (1) 土地改良事業の名称  
農村地域防災減災事業（土留施設）
- (2) 地区名  
梶原北地区
- (3) 工事完了年月日  
令和3年1月31日
- 2 (1) 土地改良事業の名称  
農村地域防災減災事業（用排水施設）
- (2) 地区名  
梶原北地区
- (3) 工事完了年月日  
令和2年9月30日

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 処分をした年月日  
令和3年3月12日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号  
有限会社立仙種苗店  
代表取締役 立仙 善久  
安芸市矢ノ丸一丁目10番1号  
高知県知事許可（般）第10296号
- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止  
(1) 停止を命ずる営業の範囲  
建設業に係る営業のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。）以外の工事に係るもの  
(2) 営業の停止の期間  
令和3年3月27日から同月30日までの4日間
- 4 処分の原因となった事実

有限会社立仙種苗店は、民間工事において、建設業法第3条第1項の建設業の許可を有していないにもかかわらず、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結していた。  
このことは、建設業法第28条第2項第2号の規定に該当する。

-----  
監 査 公 表  
-----

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年3月26日

高知県監査委員	今城 誠司
同	西内 隆純
同	奥村 陽子
同	植田 茂

定期監査結果報告（令和2年度第2回）  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。

記

- 第1 監査の実施  
1 監査の種類  
地方自治法第199条第1項の規定による監査のうち同条第4項の定期監査  
2 監査の対象  
監査対象機関234機関のうち出先機関の125機関

部局名	対象機関数	委員監査	書面監査
○知事部局	59	49	10
総務部	7	7	—
危機管理部	1	1	—
健康政策部	8	7	1
地域福祉部	5	5	—
文化生活スポーツ部	2	2	—
産業振興推進部	3	2	1
中山間振興・交通部	0	—	—
商工労働部	5	2	3
観光振興部	0	—	—
農業振興部	13	9	4
林業振興・環境部	8	7	1
水産振興部	1	1	—
土木部	6	6	—
会計管理局	0	—	—

○公営企業局	2	2	—
○教育委員会	52	29	23
○警察本部	12	6	6
○その他の機関	0	—	—
合計	125	86	39

3 監査の着眼点（評価項目）  
監査に当たっては、別紙のとおり監査の基本項目に基づき実施した。

4 監査の実施内容  
前年度の監査基準日の翌日から当該年度の監査基準日までの期間の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査（委員監査又は書面監査）及び事務局職員による監査（事務局監査）を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により当初の計画を変更し、東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所の事務局監査は、関係書類の写しを取り寄せて行った。また、委員監査については、東京事務所及び大阪事務所はテレビ会議により、名古屋事務所は書面監査により実施した。

注 監査基準日は、事務局監査の初日の属する月の前2月末日とした。

なお、事務局監査の日程を変更した場合も、当初の事務局監査の日程を監査基準日とした。

第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

なお、当該事務の一部については是正又は改善を要するものうち、強く改善を求める事項としたものは、2のとおりである。

1 総括

今回監査を実施した出先機関の125機関のうち46機関において、改善、是正等を要する不適切な事務処理が合計98件認められた。

令和元年度と比較して件数が減少したのは31機関、増加したのは33機関で、2年連続で適正に事務が行われていたのは52機関となっている。

なお、実施機関別の件数等は、別表1のとおりである。不適切な事務処理の内訳は、「強く改善を求める事項」



が昨年度から3件減の12件、「改善を求める事項」が13件増の86件である。

事務区分別の強く改善を求める事項及び改善を求める事項の件数は、契約事務が38件と最も多く、次いで支出事務が22件となっている。事務区分別の件数及び主な事例は、別表2のとおりである。

なお、収入事務において、相手方から県の口座に直接入金される際に、納入通知書を送付していない事例が見受けられた。これについては、全庁的に発生しており、本庁の結果報告書の中で意見を述べていることから、本庁の場合と同様に、各機関の「改善を求める事項」の件数には含まれていない。

## 2 強く改善を求める事項

強く改善を求める事項の該当機関及び具体的な内容は、次のとおりである。

### (1) 産業振興推進部産学官民連携センター

令和2年度の高知県ビジネスチャレンジ支援補助金について、支出負担行為を行わずに交付決定を行っていた。 (支出事務)

### (2) 商工労働部海洋深層水研究所

令和元年度の実験棟低温庫冷凍機の修繕において、請書を徴していなかった。 (契約事務)

### (3) 農業振興部

#### ア 須崎農業振興センター

令和元年度の興津地区農村災害対策整備元地池附帯工事の契約書において、1ページ（第1条から第4条までを記載している部分）落丁していた。 (契約事務)

#### イ 農業技術センター果樹試験場

令和元年度に締結した複写サービス契約の契約書に仕様書を添付していなかった。 (契約事務)

#### ウ 農業大学校

令和2年度の高知県立農業大学校車輛運転業務の委託契約書に仕様書を添付していなかった。 (契約事務)

### (4) 土木部

#### ア 中央東土木事務所

(ア) 令和2年度の公園使用料及び河川敷占用料の占用許可等が複数年にまたがるものについて、事務処理の遅れにより4月1日に収入調定を行っていないものがあった。 (収入事務)

(イ) 令和元年度の漁港施設使用料の過誤納金について、年度中に戻すべきところ、令和2年度の歳出として返還を行っていた。 (支出事務)

#### イ 高知土木事務所

(ア) 令和元年度の財産収入（鉄くず等売払）及び諸収入（水道料の負担金）において、事務処理の遅れにより収入調定が遅延していた。

(収入事務)

(イ) 平成31年度道路施設維持管理用原材料購入単価契約において、予定価格調書を作成していなかった。 (契約事務)

#### ウ 須崎土木事務所

令和2年3月に使用したガソリンチケット1枚の請求が漏れていたことが令和2年6月に判明したため、令和2年度の予算で支払っていた。 (支出事務)

(支出事務)

#### エ 幡多土木事務所

令和元年度の鶴ノ江急傾斜地崩壊対策工事において、高知県建設工事検査要領に基づく中間検査を行っていなかった。 (契約事務)

(契約事務)

### (5) 公営企業局あき総合病院

令和元年度の旅費を支給すべき出張において、支給されていない事例があった。 (給与・旅費支給事務)



別紙

監査の基本項目

区分	基本項目	主な着眼事項
1 前年度監査等の結果に対する措置状況	是正改善の取組	・前年度定期監査又は決算審査で是正又は検討を求めた事項は、是正又は検討をしているか
2 収入事務	収入調定	・調定事務の遅れ又は調定漏れはないか ・調定金額は適正か
	収納現金の管理	・現金出納簿への記帳は適正か ・金融機関への払込みは適正か
	未収金への対応	・未収金に対する対応策は適切か
3 支出事務	負担行為の時期	・支出負担行為の時期は適正か
	支払の時期	・支払時期は適正か
	前渡資金の管理	・前渡資金の管理は適正か
	検認・検査	・検認・検査を行っているか
4 契約事務	随意契約の根拠	・随意契約の理由は適正か
	予定価格の設定	・予定価格の設定等は適正か
	契約書（請書を含む。以下同じ。）の作成	・契約書の作成は適正か
		・契約書に必要な条項があるか
		・契約書に仕様書等を添付しているか
契約書に定めた書類の提出	・契約書に定めた書類等の提出は適正か	
5 工事の施工に関する事務	工事の施工管理	・設計及び積算は妥当か
		・設計変更（内容、理由、時期等）は適正か
		・施工監督（安全性、確認試験等）は適切か
6 補助金等の交付に関する事務	要綱の制定（原則として本庁）	・要綱に必要な項目は規定されているか
	交付決定等	・要綱・規程に沿った事務処理となっているか
	事業実績の検査	・補助事業の実績は交付目的に適合しているか
・補助額は適正か		
・仕入控除税額等報告書が提出されているか		
7 財産・物品管理事務	物品の管理	・郵便切手類等の管理は適正か
		・USBメモリの管理は適正か
8 給与・旅費支給事務	旅費の調整	・食糧費等と旅費との調整を行っているか
	職員手当の支給	・通勤手当の支給は適正か
9 その他事務	公文書の作成	・公文書の作成は適正か
	サービス管理	・休暇の承認は適正か

注 基本項目以外の項目についても、必要に応じて監査を実施することとする。

別表1（実施機関別）

（ ）：強く改善を求める事項の件数で内数

機関名	事務区分										参考	
	収入	支出	契約	財産・物品管理	給与・旅費支給	給与・旅費支給	庶務関係	その他	検討	計	令和元年度	増減
<b>総務部</b>	<b>1</b>									<b>1</b>	<b>3 (1)</b>	<b>△ 2</b>
東京事務所	1									1	2 (1)	△ 1
公文書館											令和2年度新設	
安芸県税事務所												
中央東県税事務所											1	△ 1
中央西県税事務所												
須崎県税事務所												
幡多県税事務所												
<b>危機管理部</b>												
消防学校												
<b>健康政策部</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>5</b>	<b>1</b>				<b>1</b>		<b>9</b>	<b>10</b>	<b>△ 1</b>
安芸福祉保健所		1						1		2	1	1
中央東福祉保健所											2	△ 2
中央西福祉保健所	1									1	3	△ 2
須崎福祉保健所			1	1						2	1	1
幡多福祉保健所			2							2		2
衛生環境研究所											2	△ 2
幡多看護専門学校			1							1		1
食肉衛生検査所			1							1	1	
<b>地域福祉部</b>	<b>2</b>	<b>2</b>		<b>2</b>	<b>1</b>					<b>7</b>	<b>4</b>	<b>3</b>
療育福祉センター		1		2						3	3	
精神保健福祉センター	1									1	1	
希望が丘学園	1									1		1
中央児童相談所			1			1				2		2
幡多児童相談所												
<b>文化生活スポーツ部</b>												
消費生活センター												
女性相談支援センター												
<b>産業振興推進部</b>		<b>3 (1)</b>								<b>3 (1)</b>	<b>3</b>	
大阪事務所											2	△ 2
名古屋事務所												
産学官民連携センター	3 (1)									3 (1)	1	2
<b>商工労働部</b>			<b>2 (1)</b>							<b>2 (1)</b>	<b>6 (1)</b>	<b>△ 4</b>
工業技術センター											1	△ 1
紙産業技術センター											2	△ 2
海洋深層水研究所			2 (1)							2 (1)	2 (1)	
高知高等技術学校											1	△ 1
中村高等技術学校												

( ) : 強く改善を求める事項の件数で内数

機関名	事務区分										参考	
	収入	支出	契約	財産・物 品管理	服務管理	給与・旅 費支給	庶務関係	その他	検討	計	令和元年度	増減
<b>農業振興部</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>8 (3)</b>		<b>2</b>	<b>1</b>				<b>13 (3)</b>	<b>8 (3)</b>	<b>5</b>
安芸農業振興センター			1		1				2	1		1
中央東農業振興センター						1			1			1
中央西農業振興センター			1						1	1		
須崎農業振興センター		1	2 (1)						3 (1)			3
幡多農業振興センター			1						1			1
農業技術センター	1		1		1				3	2 (1)		1
農業技術センター果樹試験場			1 (1)						1 (1)	1		
農業技術センター茶業試験場												
農業大学校			1 (1)						1 (1)			1
農業担い手育成センター												
畜産試験場										2 (1)		△ 2
中央家畜保健衛生所										1 (1)		△ 1
西部家畜保健衛生所												
<b>林業振興・環境部</b>		<b>1</b>							<b>1</b>	<b>4 (1)</b>		<b>△ 3</b>
森林技術センター												
安芸林業事務所										1 (1)		△ 1
中央東林業事務所		1							1	1		
嶺北林業振興事務所												
中央西林業事務所										1		△ 1
須崎林業事務所										1		△ 1
幡多林業事務所												
林業大学校												
<b>水産振興部</b>												
水産試験場												
<b>土木部</b>	<b>10 (2)</b>	<b>6 (2)</b>	<b>12 (2)</b>		<b>1</b>	<b>1</b>		<b>1</b>	<b>31 (6)</b>	<b>22 (9)</b>		<b>9</b>
安芸土木事務所	2	1	1						4	3 (1)		1
中央東土木事務所	2 (1)	2 (1)	1						5 (2)	1 (1)		4
高知土木事務所	3 (1)		5 (1)				1		9 (2)	9 (5)		
中央西土木事務所		1	3						4	3 (1)		1
須崎土木事務所	1	2 (1)	1		1				5 (1)	1		4
幡多土木事務所	2		1 (1)			1			4 (1)	5 (1)		△ 1
<b>公営企業局</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>1</b>		<b>1 (1)</b>	<b>1</b>		<b>9 (1)</b>	<b>2</b>		<b>7</b>
あき総合病院	1		2			1 (1)			4 (1)	1		3
幡多けんみん病院		1	2	1			1		5	1		4

( ) : 強く改善を求める事項の件数で内数

機関名	事務区分										参考	
	収入	支出	契約	財産・物 品管理	服務管理	給与・旅 費支給	庶務関係	その他	検討	計	令和元年度	増減
<b>教育委員会</b>		<b>6</b>	<b>5</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>2</b>			<b>20</b>	<b>23</b>	<b>△ 3</b>
教育センター			1				1			2	1	1
東部教育事務所												
中部教育事務所		1								1		1
西部教育事務所												
青少年センター											1	△ 1
図書館												
幡多青少年の家		1			1					2	1	1
心の教育センター			2				1			3	4	△ 1
室戸高等学校												
中芸高等学校		1				1				2	1	1
県立安芸中学校		1								1		1
安芸高等学校												
安芸桜ヶ丘高等学校												
城山高等学校												
山田高等学校												
嶺北高等学校												
高知農業高等学校												
高知東工業高等学校												
岡豊高等学校											2	△ 2
高知東高等学校			1	1						2		2
県立高知南中学校												
高知南高等学校			1							1		1
高知工業高等学校											1	△ 1
高知追手前高等学校												
高知丸の内高等学校						1				1		1
高知小津高等学校											1	△ 1
高知北高等学校												
高知西高等学校		1								1		1
県立高知国際中学校												
伊野商業高等学校												
春野高等学校												
高岡高等学校												
高知海洋高等学校											2	△ 2
須崎総合高等学校											1	△ 1
佐川高等学校												
窪川高等学校											1	△ 1
構原高等学校					1					1		1
四万十高等学校												
大方高等学校		1								1		1
幡多農業高等学校											1	△ 1

( ) : 強く改善を求める事項の件数で内数

機関名	事務区分									参考		
	収入	支出	契約	財産・物 品管理	服 務 管 理	給 与 ・ 旅 費 支 給	庶 務 関 係	其 他	検 討	計	令和元年度	増減
県立中村中学校												
中村高等学校												
宿毛工業高等学校						1				1	2	△ 1
宿毛高等学校											1	△ 1
清水高等学校												
山田特別支援学校												
高知江の口特別支援学 校					1					1		1
盲学校												
高知ろう学校												
高知若草特別支援学校											1	△ 1
日高特別支援学校											2	△ 2
中村特別支援学校												
<b>警察本部</b>	<b>1</b>			<b>1</b>						<b>2</b>	<b>3</b>	<b>△ 1</b>
高知警察署												
高知南警察署											1	△ 1
高知東警察署												
室戸警察署												
安芸警察署												
南国警察署												
土佐警察署												
佐川警察署				1						1		1
須崎警察署											1	△ 1
窪川警察署	1									1		1
中村警察署												
宿毛警察署											1	△ 1
計	<b>14 (2)</b>	<b>22 (3)</b>	<b>38 (6)</b>	<b>4</b>	<b>9</b>	<b>6 (1)</b>	<b>4</b>	<b>1</b>		<b>98 (12)</b>	<b>88 (15)</b>	<b>10</b>

別表2 (事務区分別の強く改善を求める事項及び改善を求める事項)

事務区分	強く改善を 求める事項	改善を求め る事項	合計		主な内容
	件数	件数	件数	割合 (%)	
収入事務	2	12	14	14.3	・収入調定の遅延 ・収入調定書の不備 等
支出事務	3	19	22	22.4	・次年度以降の支払 ・支出負担行為漏れ ・支出負担行為の遅延 ・常時資金残高報告書の記載誤り 等
契約事務	6	32	38	38.8	・契約書の不備 (仕様書の添付漏れ) ・請書の不徴取 ・中間検査の未実施 ・契約書で定めた書類の通知漏れ ・契約書で定めた書面による承諾漏れ 等
財産・物品管理事務	0	4	4	4.1	・外部記録媒体等利用簿の記帳漏れ 等
服務管理事務	0	9	9	9.2	・会計年度任用職員等の休暇日数の付与誤り ・月例報告の誤り 等
給与・旅費支給事務	1	5	6	6.1	・旅費の未支給 ・手当 (通勤手当等) の支給誤り 等
庶務関係事務	0	4	4	4.1	・自家用車登録簿の作成漏れ、更新漏れ ・不適正な公印の使用 等
その他事務	0	1	1	1.0	・県有施設の水道の使用承諾の決裁漏れ
計	12	86	98	100.0	
参考 (令和元年度)	15	73	88	—	

-----  
入 札 公 告  
-----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年3月26日

高知県警察本部長 熊坂 隆

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

重要事件捜査支援システム 一式

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入物品の借入期間

令和4年3月1日から令和10年2月29日まで

(4) 借入物品の借入場所

高知県警察本部刑事部刑事企画課が指定する場所

(5) 入札方法

ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定

により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(5) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8544

高知市丸ノ内二丁目4-30

高知県警察本部警務部会計課用度係

電話番号088-826-0110（内線2252）

(2) 入札説明書の交付方法

令和3年3月26日（金）から同年5月11日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。ただし、仕様書については、誓約書を提出した後で交付する。

(3) 入札事前説明会の日時及び場所

ア 日時

令和3年4月20日（火）午後1時30分

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部4階 403会議室

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月15日（火）午前10時30分

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和3年6月14日（月）午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部4階 403会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び借入物品を納入することができることを証明する書類を令和3年5月11日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無  
無

(7) 契約書作成の要否  
要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和3年5月25日（火）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Investigation Support System for Serious Incidents 1 set

(2) Deadline for the submission of documents to

certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 11 May 2021

(3) Date and time for tender (by hand): 10:30 A.M. on Tuesday 15 June 2021

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the division noted in (5) by 5:00 P.M. on Monday 14 June 2021

(5) Contact: Supplies Section, Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544

Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)

(6) Others: As in the tender documentation